

地域自治区制度の見直し資料

1 香取市の地域自治区制度

(1) 香取市の地域自治区導入の経緯

本市の地域自治区制度は、合併協議において、協定項目の「地域審議会等の取扱い」として協議され、地域審議会・地域自治区・合併特例区といった複数の選択肢の中から、各制度のメリット、デメリット等の検討を経て、最終的に地方自治法第202条の4の規定に基づく「地域自治区」として設置したものです。

地域審議会等の制度は、合併によって、地域住民の意見が新市の施策に反映されにくくなるのではないかという住民の懸念に対応して、新市の施策に、きめ細かに各地域の住民の意見が反映されるよう創設された制度です。

本市の地域自治区制度は、「地域住民の意見を行政に反映させ、かつ行政と住民との協働によるまちづくりを進める」という趣旨で設置したものです。

合併時に、合併協定書の内容を基に、「香取市地域自治区の設置に関する条例」及び「香取市地域自治区に係る特別職設置条例」を制定しましたが、特別職については置かず、特別職設置条例は平成18年9月に廃止しました。

○合併協定書 抜粋

7 地域審議会等の取扱い

- (1) 新市において地域住民の意見を反映させ、住民と行政が一体となった協働のまちづくりを進めるため、合併前の佐原市、山田町、栗源町、小見川町の区域ごとに、地方自治法第202条の4の規定により、地域自治区を設置する。
- (2) 地域自治区の設置に関し必要な事項を別紙のとおり定める。

(2) 香取市の地域自治区制度の運用

①地域自治区

- 香取市の地域自治区は、旧佐原市、山田町、栗源町、小見川町の区域ごとに地域自治区を設けることとしていますが、行政改革の観点から平成18年10月に本庁と佐原区事務所の統合が行われ、佐原区においては地域協議会のみ運用となっています。
- 各自治区の事務所は、総合支所とし、各総合支所が分掌事務を所掌することとなっていますが、職員数の大幅な削減や行政改革の観点から、また、市行政の統一、一体性を図るため、本庁機能を充実する分掌事務の見直しを行い、各総合支所の分掌事務は縮小しています。

- 予算の執行に関して、各地域自治区は、新市建設計画に定める主要事業や地域づくり事業に必要な経費について予算要求枠として配分されることとしていますが、特別職の区長制度の廃止もあって、実質的な運用は本庁を中心に進めてきており、予算執行にあたっては制度設計時のものとは大きく異なっています。

②地域協議会

- 地域協議会は、それぞれ区ごとに設置しており、年に2～7回、会議等を行っています。
- 地域自治区の委員は、①地域及び公共的団体を代表する者又はこれらの団体が推薦する者、②識見を有する者、③公募による者から、各区10人を選任しています。
- 地域協議会からこれまでに6件の意見書の提出を受けています。

③特別職

- 地域自治区に係わる特別職（区長）を置くこととしていましたが、市長の選挙公約により、特別職の自治区長を設置せず、平成18年9月議会において「香取市地域自治区に係る特別職設置条例」の廃止を議決しています。

2 地域自治区制度見直しの検討経過

地域自治区の見直しは、合併協定によって「地域自治区の設置後、5年を目安に制度を評価して見直しを図るものとする。」とされており、平成23年3月をもって5年が経過することから、平成22年度当初より、地域自治区制度見直しについて検討を進めてきました。

(1) 合併検証

合併5年目を迎え4年間を振り返り、「財政の状況」、「合併協定項目の調整状況」、現時点で発現している合併の効果、市民アンケートなどについての検証を行いながら行政運営に活かすため、合併検証報告書を8月に作成しました。

この合併検証において、地域自治区制度についての検証を実施しました。

(別紙「合併の検証」より抜粋 参照)

(2) 庁内意見

香取市における地域自治区制度の評価に関する調査として、7月下旬から8月上旬にかけて、地域自治区制度のもとでの行政運営の状況等に関する市役所内での考え方について庁内全課調査を実施しました。

(3) 全国の地域自治区（地方自治法）調査

①地域自治区（地方自治法）設置状況

現在、地方自治法に基づく地域自治区は、香取市のほか15団体が設置しています。

(別紙「地域自治区（地方自治法）の設置状況」参照)

②地域自治区の運用状況

全国の地域自治区制度を実施している15団体に対し、調査票及び聴き取りによる調査を8月に実施しました。

「地域自治区制度に関する調査集計票」参照。

(4) 香取市都市経営本部・幹事会

市の幹部職員で構成される香取市都市経営本部及び都市経営本部幹事会において、地域自治区制度見直しについて、各種調査結果・検討状況を基に協議を重ね、見直し方針を作成しました。

- 10月 5日 都市経営本部幹事会
- 10月12日 都市経営本部
- 12月20日 都市経営本部幹事会
- 12月22日 都市経営本部

3 地域自治区制度の評価できる点と課題・問題点

地域自治区制度については、全国の地方自治法に基づく地域自治区を設置している自治体の調査結果から以下のような評価できる点と課題・問題点等があげられ、庁内意見でも同様の意見がありました。

(1) 評価できる点等

○身近な行政サービスの提供（窓口サービス）

各地域自治区は合併前の旧市町村単位で設置されることが多く、各自治区の事務所（旧役場）で、各種窓口サービスの提供ができるものです。

○住民意見の聴取・反映

各地域の住民意見を各地域自治区単位で意見を聴き、施策への反映ができるものです。

○地域活動、まちづくりの推進

地域内の課題の検討やまちづくり活動を進めることができるものです。

○合併当初の住民不安の解消・激変緩和

合併により周辺部の地域が寂れてしまうのではないかとといった不安の解消や急激な制度改正などの変化を緩やかにするものです。

(2) 課題・問題点等

○他組織・機関との役割の明確化

各地域の自治組織や各種審議会等との役割が明確でなく、それらとのすみ分けが課題として挙げられています。

○行政の一体的な運営（制度等の一体的運用）

各地域でそれぞれの行政運営を行うことにより、一体性の醸成や行政の一体的運営が課題となっています。

○住民意見の集約（地域協議会）

地域協議会が地域住民の意見をどう吸い上げ、集約するかが課題となっています。

○市民協働の機能（地域協議会）

地域内の団体や住民と連携して自主的な活動を行い、協働のまちづくりを進めていくことが課題となっています。

○住民の認知度（理解度）

地域自治区制度や地域協議会についての市民の認知度が低いことが課題となっています。

4 地域自治区制度見直し方針

香取市の地域自治区制度は、「地域住民の意見を行政に反映させ、かつ行政と住民との協働によるまちづくりを進める」という機能を想定し設置しました。

この地域住民の意見の反映については、合併時未調整項目の調整や香取市誕生後の重要施策等への意見提出など、合併当初の激変緩和、不安解消という観点から、市長の附属機関という位置づけで機能が発揮されてきており、評価されるものです。

一方で、行政と住民の協働によるまちづくりの機能については、区・町内会等や市民活動団体等との連携や協働のまちづくりの具体的な活動の展開までは至っていない状況です。

このため、合併後5年が経過し、草創期を経て香取市が新たなステージに臨むにあたり、現在の地域自治区制度を廃止し、発展的に新たな制度を構築して機能の充実を図ることとします。

(1) 新たな制度のポイント

(Point 1) 地域住民の意見を行政に反映させる機能の充実

⇒ 区長・町内会長等会議の開催・充実

地域住民の意見を行政に反映させる機能として、区長・町内会長等による会議を充実させます。

具体的には、現在、佐原、小見川、山田、栗源の各区で年1回開催している行政協力員会議を、各地区の区長・町内会長等を対象として、年2回程度の会議を開催します。各区長・町内会長等との意見交換を行なうことにより、住民意見や地域の要望を把握し、行政に反映させていくと伴に、地域の課題を共有していきます。

また、この会議において、市から、各種事業の説明や各課からのお知らせ等の情報提供を積極的に実施することにより、地域住民が市行政についての理解を深めることができ、双方向の情報共有が可能になります。

⇒ 広報・広聴体制の充実・強化

現在、市では様々な広聴事業を実施しています。

住民からの意見を聴き行政に反映させる機能として、市長への手紙、パブリックコメント制度、市民アンケート、グループ座談会、市長まちづくり談話室、地区要望など広く市民の皆さんの意見を聴くための施策を実施しています。

今後もさらに広聴体制の充実・強化を図り、市民ニーズを的確に把握し、市民が求める行政運営・施策の実現を図っていきます。

(Point2) 行政と住民との協働によるまちづくりを進める機能の充実

⇒ まちづくり条例の制定（まちづくり活動への支援）

行政と住民との協働のまちづくりを進めるため、まちづくり条例を制定します。
まちづくり条例により、地域住民が連携しながら身近な課題の解決に向けて自発的に活動を進めていくにあたり、市は様々な支援を行い、協働のまちづくりを推進します。

○住民自治協議会

住民自治協議会は、共同体意識の形成が可能な一定の地域として小学校区単位を基本とし、各区や町内会・自治会、地区社協、民生委員、高齢者クラブ、PTA、消防団、子ども会、NPOなど様々な組織や住民により組織され、地域福祉活動、地域防災活動、地域環境保全活動、地域教育活動、郷土文化振興活動、地域産業振興活動、担い手育成活動など地域がもつ課題について、地域が主体となり取り組んでいくというものです。

○市からの支援

市は、住民自治協議会の設立やまちづくり活動に対し積極的に支援を行います。
具体的には、活動に対する財政的支援や活動や運営等を支援する支援センターの設置、地区担当職員制度の導入などを行なっていきます。

⇒ 地域振興事業の継続実施

地域振興事業を継続実施し、ふるさとの魅力を育み、活力と個性のある地域づくりを目指す市民活動の活性化を図ります。

(2) 新たな制度での具体的対応

新たな制度では、地域自治区制度の評価できる点については、機能を残し、課題・問題点等については改善して、香取市に合ったより良い制度を構築します。

◆評価できる点等への具体的対応

○身近な行政サービスの提供（窓口サービス）

⇒ 現在、組織・機構改革の検討を行っています。本庁と区事務所の重複事務や2重構造を解消し、総合窓口機能の強化を図ります。

特に、結婚や出産、転入といったライフイベント時の各種事務手続きのワンストップサービスを可能にし、また、住民関係や税務関係の各種証明書についても、一つの窓口で発行できるようにするなど、身近な窓口サービスの充実を図ります。

○住民意見の聴取・反映

⇒ 現在の地域自治区単位で、区長・町内会長等会議を充実させて開催し、市から住民に対する情報提供や各地区からの意見・要望等を聴く場を設けます。

また、現在実施している、各種広聴業務（市長への手紙、グループ座談会、地区要望など）のさらなる周知を図り、市民からのご意見等を適切に把握し、市政に反映します。

○地域活動、まちづくりの推進

⇒ まちづくり条例により設置される住民自治協議会による地域活動、まちづくり活動が推進されるよう、財政的支援や支援センターの設置、地区担当職員による支援などを行い、地域に密着した様々な事業が、協働により進められていくことを期待しています。

また、地域振興事業についても継続して市民協働を推進する団体への助成を実施していきます。

○合併当初の住民不安の解消・激変緩和

⇒ 合併時未調整項目や香取市誕生後の重要施策等への意見提出など、合併当初の激変緩和、不安解消という観点で機能しましたが、5年が経過し、役割を終了したと考えます。

◆課題・問題点等への具体的対応

○他組織・機関と役割の明確化

⇒ 広域的に効果的な市民協働のまちづくりを推進する組織として、まちづくり条例による住民自治協議会が担い、地域に密着した意見・要望等の聴取などの機能は、区長・町内会長等会議の充実により担っていくものとして、役割を明確にします。

○行政の一体的な運営（制度等の一体的運用）

⇒ 本庁が中心となり、市行政の一体的な運営を行い、市民の一体感が醸成できるような施策を推進していきます。

ただし、地域に根ざした独自のイベントなどは、今後も各地域特性を活かし継続して実施していくものとします。

○住民意見の集約（地域協議会）

⇒ 区長・町内会長等会議の充実を図り、各区・町内会等の組織を活用して住民意見の聴取や住民への情報提供を行います。

また、個人からの意見等についても、各種広聴業務（市長への手紙、グループ座談会、地区要望など）の更なる周知を図り、市民からのご意見等を適切に聴取し、市政に反映します。

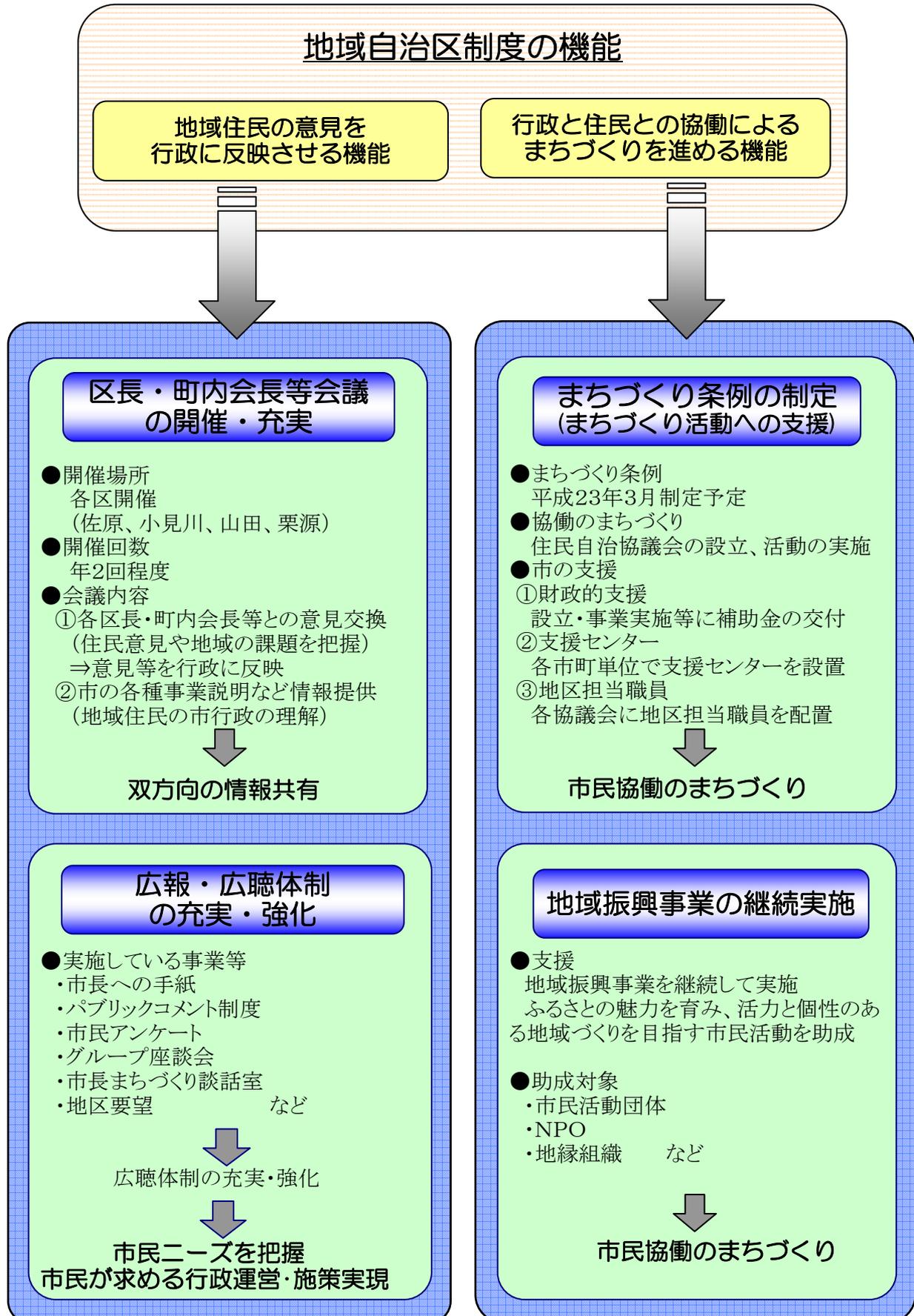
○市民協働の機能（地域協議会）

⇒ 市民協働を推進するため、まちづくり条例による住民自治協議会が、市民協働の母体として活動し、協働のまちづくりが推進されていくことを期待しています。市も積極的な支援を行っていきます。

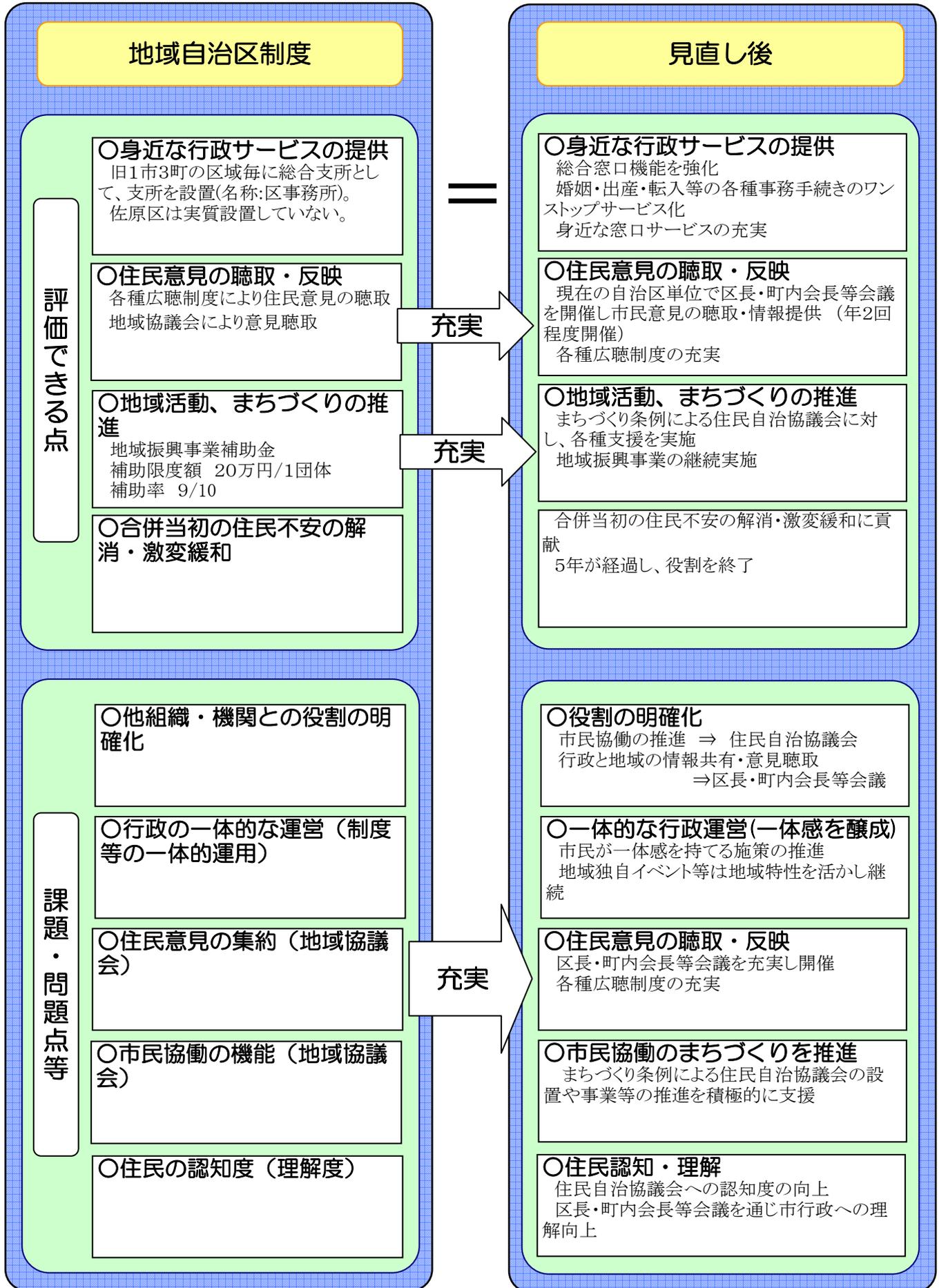
○住民の認知度（理解度）

⇒ 地域自治区制度とは制度が異なりますが、まちづくり条例による住民自治協議会は、住民にとって身近な組織となることによって活動が活発になり機能していくものですので、住民に理解される組織となるよう支援していきます。

新たな制度のポイントのイメージ



新たな制度での具体的対応のイメージ



(「合併の検証」より抜粋)

4 地域自治区制度

■ 制度の背景

第27次地方制度調査会で答申された内容を受け、平成16年5月国会で成立した地方自治法の改正を含む合併関連三法の整備により、地域自治区制度が発足することとなりました。地域自治区は、市町村合併をした場合に、合併特例法に基づいて設置される場合と、合併をしない場合でも地方自治法の一般制度によって設置される場合の二通りがありました。

地域自治区制度は、合併等によって市町村の規模が拡大しつつある中で住民自治を実現するため、市町村を一定の区域に分け、各区に設置する事務所と地域協議会によって住民に身近な事務の処理を、住民の意見を十分に反映させつつ、行政と住民が連携して行うための制度であります。

■ 地方自治法に基づく地域自治区の設置

一般制度として、市町村合併を行わない自治体であっても、条例に基づいて地域自治区を設置することができます。この地域自治区は、法人格を有さず、基礎自治体の一部として事務を分掌し、支所・出張所機能を担う総合的な事務所を有し、そこに事務吏員をもってあてられる事務所長がおかれます。地域自治区には、地域協議会が設置されて、市町村長が選任した委員によって組織されます。地域協議会の委員の定数や組織運営に関する必要な事項は条例で定められます。地域協議会は、地域自治区の事務所が所掌する事務などについて、市町村長からの諮問を受け、それらについて審議し、市町村長に対して意見を述べるすることができます。※ 平成18年7月1日時点での一般制度の地域自治区設置団体数は15

■ 香取市における導入の目的・経過

本制度は、合併協定項目の「地域審議会等の取扱い」として協議がなされました。当時、地域審議会等の項目については、合併によって、地域住民の意見が新市の施策に反映されにくくなるのではないかと住民の懸念に対応して、法的には、地域審議会・地域自治区・合併特例区といった複数の選択肢がありました。総務部会等におけるメリット、デメリット等の議論や幹事会等で議論を重ねて、各市町の首長の意向等も伺い、最終的に、「地域住民の意見が反映されにくくなるのではないか。」などの懸念から、特別職の設置、設置期間、住居表示などが検討ポイントになり、地方自治法による地域自治区を選択しました。

合併協定書の内容を基に、香取市地域自治区の設置に関する条例及び香取市地域自治区に係る特別職設置条例を制定しました。

なお、特別職については、設置はせず、条例は平成18年9月に廃止しました。

■ 制度の運用

(1) 委員構成

名 称	任期	委員数 (人)			
		計	内訳		
			第1号 委員	第2号 委員	第3号 委員
佐原区協議会	H19.2～H21.2	10人	6人	2人	2人
	H21.2～H23.2	10人	6人	2人	2人
小見川区協議会	H19.2～H21.2	10人	6人	2人	2人
	H21.2～H23.2	10人	6人	2人	2人
山田区協議会	H19.2～H21.2	10人	6人	2人	2人
	H21.2～H23.2	10人	6人	2人	2人
栗源区協議会	H19.2～H21.2	10人	6人	2人	2人
	H21.2～H23.2	10人	6人	2人	2人

※第1号委員…地域及び公共的団体を代表する者又はこれらの団体が推薦する者

第2号委員…識見を有する者

第3号委員…公募による者

(2) 会議の開催及び地域振興事業の状況

年度	地域	会議開催	地域振興事業	
			申請件数	交付件数
H18	佐原区	2		
	小見川区	2		
	山田区	2		
	栗源区	2		
H19	佐原区	4	6	5
	小見川区	4	7	5
	山田区	5	6	6
	栗源区	4	7	5
H20	佐原区	6	10	6
	小見川区	7	6	6
	山田区	7	6	5
	栗源区	6	6	5

H21	佐原区	4	9	6
	小見川区	4	6	6
	山田区	5	7	7
	栗源区	4	6	5

(3) 地域協議会からの意見書

- ・提出期日 平成19年5月28日
内 容 小見川文化会館の早期開館等について(建議)
協議会名 小見川区
- ・提出期日 平成19年10月1日
内 容 香取市基本計画(素案)に対する意見について
協議会名 佐原区
- ・提出期日 平成19年10月2日
内 容 香取市基本計画(素案)に対する意見について
協議会名 小見川区、山田区、栗源区
- ・提出期日 平成21年7月14日
内 容 山田区の地域振興施策実施について
 - ① 橘ふれあい公園の環境整備及びグラウンドゴルフ、パークゴルフ場等の生涯スポーツ施設の設置
 - ② 県道旭小見川線田部地先から県道山田佐原線米野井地先を結ぶ新設道路の着工
 - ③ 県道山田栗源線仁良地先から県道旭小見川線田部地先までの道路改良と新設道路の着工
 - ④ 工業団地の造成
 協議会名 山田区

■ 制度の評価

本協議会の運用は、制度が制定されてから間もないことや事例が少ないことなどから試行錯誤の状況でありましたが、これまで、各区の協議会は、総合計画の策定、都市計画マスタープランの策定や組織機構の見直しなどの案件について議論するため、佐原区協議会16回、小見川区協議会17回、山田区協議会19回、栗源区協議会16回の会議が開催されています。また、地域振興事業の創設により81件の事業を審査しました。加えて基本計画や小見川文化会館、地域振興施策などの6件の意見が寄せられており、このような状況から、本制度は市長の附属機関という位置づけで、一定の成果は得られていると思われれます。

次に市民の認知度や連携についてですが、本制度については合併時に周知を行なった上、毎回協議が開催される2週間前に開催の告知をホームページ、広報紙等において行っています。なお、協議内容については逐次ホームページ上

の公開と広報紙による報告がなされています。しかしながら、傍聴などの状況から住民の制度への認知度は低いと言えます。そのため、新たな地域の仕組みとしての側面からは、自治会や市民団体などとの活発な連携をするまでには至っておりません。

また、実態として、この制度は市町村合併を進める中で検討されてきたものであり、それゆえに一般制度としての地域自治区ではありますが、合併に伴う影響や課題について主に議論する状況となっています。

■ 制度の展望

本市においては、平成20年度から「市民協働による暮らしやすく人が集うまちづくり」を基本理念とした香取市総合計画が動き出し、この計画を着実に実現するための、運営方針を定めたルール「市民協働指針（かたりの風）」を策定しました。今後、行政と市民が共に自治を担う地域経営の仕組みとなる「市民協働」を推進し、暮らしやすく人が集うまちづくりを具体的かつ安定的に実践するため、まちづくり条例の制定を予定しています。この中で、本市の目指す住民自治の発展に繋げるよう検討しているところです。したがって、本市における住民自治の仕組みの一つである地域自治区制度について、位置づけを整理する必要があります。

なお、地域自治区制度については、合併協定書において、地域自治区の設置後、5年を目安に制度を評価して見直しを図るものとしており、平成22年度は4年間を経過し5年目にあたります。

地域自治区（地方自治法）の設置状況

No.	市町村名	担当課・連絡先	合併自治体	地域自治区	設置根拠	備考
1	<u>むかわ町（北海道）</u> 人口：9,807人 面積：712.91km ²	総務企画課 政策推進グループ 〒054-8660 北海道勇払郡むかわ町美幸2丁目88番地 TEL：0145-42-2411 FAX：0145-42-2711 E-mail seisaku@town.mukawa.lg.jp	2町 HI8.3.27	2自治区	<u>むかわ町地域自治区の設置等に関する条例</u>	原則無報酬 諮問され、答申する場合、報酬支給 (委員7,000円 会長7,500円)
2	<u>宮古市（岩手県）</u> 人口：59,813人 面積：1259.89km ²	企画課 企画・評価担当 〒027-8501 岩手県宮古市新川町2-1 TEL：0193-62-2111 FAX：0193-63-9114 E-mail kikaku@city.miyako.iwate.jp	1市1町1村 HI7.6.6	3自治区	<u>宮古市地域自治区条例</u>	日額6,000円
3	<u>花巻市（岩手県）</u> 人口：102,480人 面積：908.32km ²	花巻市 地域づくり課 〒025-8601 岩手県花巻市花城町9番30号 TEL：0198-24-2111 内線454 Fax：0198-24-0259 E-mail shunjil842@city.hanamaki.iwate.jp	1市3町 HI8.1.1	3自治区 ※旧花巻市の区域は設置せず	<u>花巻市地域自治区設置条例</u>	原則無報酬 諮問され審議する場合、報酬支給 (日額7,300円)
4	<u>由利本荘市（秋田県）</u> 人口：85,898人 面積：1,209.08km ²	地域振興課 〒015-8501 秋田県由利本荘市尾崎17番地 TEL：0184-24-6226 FAX：0184-23-1322 E-mail tiiki@city.yurihonjo.akita.jp	1市7町 HI7.3.22	8自治区	<u>由利本荘市地域自治区の設置等に関する条例</u>	無報酬
5	<u>大仙市（秋田県）</u> 人口：89,398人 面積：866.67km ²	総合政策課 〒014-8601 秋田県大仙市大曲花園町1-1 TEL：0187-63-1111 内線225 E-mail t-fukuhara22@city.daisen.akita.jp	1市6町1村 HI7.3.22	8自治区	<u>大仙市地域自治区の設置等に関する条例</u>	無報酬 日当(2,000円)及び車賃(1km20円)支給
6	<u>南会津町（福島県）</u> 人口：18,362人 面積：886.52km ²	総合政策課 広報情報係 〒967-0004 福島県南会津郡南会津町田島字後原甲3531番地1 TEL：0241-62-6210 FAX 0241-62-1288 E-mail manager@minamiaizu.org	1町3村 HI8.3.20	4自治区	<u>南会津町地域自治区の設置等に関する条例</u>	無報酬 会議に出席したときは、費用弁償を支給(1km25円)
7	<u>上越市（新潟県）</u> 人口：204,193人 面積：973.54km ²	自治・地域振興課 〒943-8601 上越市木田1丁目1番3号 TEL：025-526-5111 FAX 025-526-6114 E-mail jichi-chiiki@city.joetsu.lg.jp	1市6町7村 HI7.1.1	28自治区 旧上越市に15の自治区 旧町村に各1、13自治区	<u>上越市地域自治区の設置に関する条例</u>	平成21年10月1日から旧上越市の区域に15の自治区を新たに設置 無報酬 交通費1,200円/1回
8	<u>飯田市（長野県）</u> 人口：105,691人 面積：658.76km ²	総務部地域づくり・庶務課 〒395-8501 長野県飯田市大久保町2534 TEL：0265-22-4511 FAX：0265-24-4511 E-mail shomuka@city.iida.nagano.jp	1市2村 HI7.10.1	20自治区 旧飯田市に18の自治区 旧2村に合併特例法の自治区	<u>飯田市地域自治区の設置等に関する条例</u>	無報酬
9	<u>伊那市（長野市）</u> 人口：70,879人 面積：667.81km ²	政策推進課 地域振興係 〒396-8617 長野県伊那市下新田3050 TEL：0265-78-4111 (2141) FAX:0265-74-1250 E-mail ssu@inacity.jp	1市1町1村 HI8.3.31	9自治区 旧伊那市に7の自治区 旧1町1村に合併特例法の自治区	<u>伊那市地域自治区条例</u>	報酬 日額5,000円
10	<u>恵那市（岐阜県）</u> 人口：54,063人 面積：504.19km ²	企画部まちづくり推進課 〒509-7292 岐阜県恵那市長島町正家一丁目1-1 TEL：0573-26-2111 内線 638・639 E-mail haruhiko_kumagai@office.city.ena.gifu.jp	1市4町1村 HI6.10.25	13自治区 旧恵那市の区域は8自治区	<u>恵那市地域自治区条例</u>	無報酬

11	浜松市(静岡県) 人口：811,397人 面積：1,511.17km ²	地域自治振興課 〒430-8652 浜松市中区元城町 103-2 E-mail chiikijichi@city.hamamatsu.shizuoka.jp	3市8町1村 HI7.7.1	12 自治区 旧浜松市の一部に2自治区 旧天竜市、旧町村に各1自治区で 10自治区	浜松市区及び地域自治区の設置等 に関する条例	無報酬 費用弁償 会議1回5,000円
12	豊田市(愛知県) 人口：424,681人 面積：918.47km ²	地域支援課 〒471-8501 豊田市西町3-60 豊田市役所南庁舎4階 TEL:0565-34-6629 FAX:0565-35-4745 E-mail chiikishien@city.toyota.aichi.jp	1市4町2村 HI7.4.1	12 自治区 旧豊田市6自治区	豊田市地域自治区条例	無報酬 費用弁償 会議1日1,000円
13	出雲市(島根県) 人口：144,960人 面積：543.48km ²	自治振興課 〒693-8530 島根県出雲市今市町70 TEL 0853-21-6560 FAX 0853-21-6599 E-mail jichi@city.izumo.shimane.jp	2市4町 HI7.3.22	6 自治区	出雲市地域自治区の設置に関する 条例	報酬 7,000円 費用弁償 3km以上交通費支給 (バス代)
14	玉名市(熊本県) 人口：69,833人 面積：152.55km ²	地域振興課 〒865-8501 熊本県玉名市繁根木163 TEL:0968-75-1421 E-mail chiikishinko@city.tamana.lg.jp	1市3町 HI7.10.3	4 自治区	玉名市地域自治区の設置等に関する 条例	無報酬
15	宮崎市(宮崎県) 人口：398,407人 面積：644.61km ²	市民部 地域コミュニティ課 〒880-8505 宮崎県宮崎市橋通西1丁目1番1号 TEL:0985-21-1714 FAX:0985-22-0200 E-mail 01suisin@city.miyazaki.miyazaki.jp	1市3町 HI8.1.1	18 自治区 旧宮崎市に15の自治法の自治区 旧3町に合併特例法の自治区	宮崎市地域自治区の設置等に関する 条例	無報酬 費用弁償 1日3,000円

○地域自治区制度を廃止した自治体

No.	市町村名	担当課・連絡先	合併自治体	地域自治区	設置根拠	備考
1	横手市(秋田県) 人口：99,107人 面積：693.04km ²	地域づくり支援課 〒013-8601 秋田県横手市条里一丁目1番1号 TEL:0182-35-2158 FAX0182-33-6061 E-mail chiikizukuri@city.yokote.lg.jp	1市5町2村 HI7.10.1	8 自治区 旧横手市は自治法 旧5町2村は、合併特例法		地域自治区・地域協議会廃止(H22.3) 地域づくり協議会設置
2	甲州市(山梨県) 人口：34,408人 面積：264.01km ²	政策秘書課 〒404-0042 甲州市塩山上於曾1040番地 本庁舎2階 TEL:0553-32-5064 FAX:0553-32-1818 E-mail	1市1町1村 HI7.11.1	3 自治区		自治区廃止(H20.3 廃止条例可決)

※人口は2009年10月1日の推計人口による。

※面積は2009年10月1日の国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」による(単位：平方km)。

地域自治区制度に関する調査集計票 (No.1)

項目	むかわ町(北海道)	宮古市(岩手県)	花巻市(岩手県)
1 人口・世帯数 (住民基本台帳 H22.4.1 現在)	9,763 人 4,471 世帯	60,548 人 24,282 世帯	103,251 人 35,747 世帯
2 面積	712.91 km ²	1259.89 km ²	908.32 km ²
3 合併年月日	平成18年 3月27日	①平成17年6月6日 ②平成22年1月1日	平成18年 1月 1日
4 合併自治体 合併直前の各自治体の人口・世帯数 (住民基本台帳)	2町 穂別町(3,809人・1,743世帯) 鶴川町(6,960人・2,896世帯)	①1市1町1村 宮古市(52,745人・20,294世帯) 田老町(4,789人・1,561世帯) 新里村(3,661人・1,284世帯) ②1市1村 宮古市(57,794人・23,048世帯) 川井村(3,177人・1,304世帯)	1市3町 花巻市(72,880人・25,099世帯) 大迫町(6,779人・1,983世帯) 石鳥谷町(16,241人・4,857世帯) 東和町(10,455人・3,078世帯)
5 事務所等の設置数	○合併時 本庁+総合支所 ○平成22年4月1日現在 本庁+総合支所	○合併時(平成17年9月1日現在) 本 庁+2総合事務所 ○平成22年4月1日現在 本庁+3総合事務所	○合併時 本庁+3総合支所 ○平成22年4月1日現在 本庁+3総合支所(合併時と同じ)
6 組織(部署)の状況	○合併時 本庁:8課・1室・5事務局 総合支所:8課・1室・1事務局 1分室・1支局 ○平成22年4月1日現在 本庁:4課・2室・5事務局 総合支所:4課・1事務局 1分室・1支局	○合併時(平成17年9月1日現在) 6部・1監・2総合事務所・1病院・4 事務局・35課・136係 (うち総合事務所:2事務所に6課・14係) ○平成22年4月1日現在 13部・1監・3総合事務所・4事務局・ 36課・127担当 (うち総合事務所:3事務所に7課・12担 当)	○合併時 7部・3総合支所・1事業所・ 5事務局・59課・2センター・ 3分室・135担当(うち総合支所: 21課・49担当3分室) ○平成22年4月1日現在 10部・3総合支所・4事務局・ 42課・2センター・2室・ 27振興センター・124係 (うち総合支所:6課・27係)
7 職員数推移	H18年4月1日 222 人 H19年4月1日 210 人 H20年4月1日 206 人 H21年4月1日 193 人 H22年4月1日 187 人	H18年4月1日 683 人 H19年4月1日 657 人 H20年4月1日 626 人 H21年4月1日 610 人 H22年4月1日 670 人	H18年4月1日 1,156 人 H19年4月1日 1,134 人 H20年4月1日 1,105 人 H21年4月1日 1,095 人 H22年4月1日 1,064 人
8 地域自治区制度設置日	平成18年 3月27日	平成17年 9月 1日	平成18年 1月 1日
9 自治区制度導入の目的	○地域住民の意見を行政に反映 ○行政と住民との協働によるまちづくり 推進	○市民の自治意識の高揚と行政に民意を 反映させること ○市民と行政の協働によるまちづくりを 推進すること	○住民自治の強化と住民の意向をふまえ た効果的な行政運営への対応 ○市民と行政の協働のまちづくり ○行政区域の広域化に伴う住民の不安解 消への対応
10 地域自治区の数	2自治区	4自治区	3自治区
11 地域協議会の設置数	2協議会	4協議会	3協議会
12 地域協議会の委員数	<第1期> ○穂別地域協議会 14人 公共的団体等代表等 6人 識見を有する者 6人 公募による者 2人 ○鶴川地域協議会 15人 公共的団体等代表等 6人 識見を有する者 4人 公募による者 5人 <第2期> ○穂別地域協議会 15人 平成21年8月10日~H24.8.9 公共的団体等代表等 6人 識見を有する者 5人 公募による者 4人 ○鶴川地域協議会 15人 平成22年1月20日~H25.1.19 公共的団体等代表等 8人 識見を有する者 4人 公募による者 3人	各協議会 10人以内 (計37人:3協議会×9人、1協議会×10 人) 学識経験を有する者 3人 各種団体の役職員 5人 公募による者 2人	各協議会 15人以内(条例) ①公共的団体推薦 ②学識経験有 ③公募 ・大迫 ①9人 ②4人 ③0人 ・石鳥谷①11人 ②1人 ③1人 ・東和 ①8人 ②4人 ③1人 (H22.8.1現在)
13 地域協議会の会議開催状況	H18 穂別地域協議会 8回 鶴川地域協議会 6回 H19 穂別地域協議会 11回 鶴川地域協議会 12回 H20 穂別地域協議会 10回 鶴川地域協議会 9回 H21 穂別地域協議会 10回 鶴川地域協議会 6回	H17 各協議会 3回 H18 各協議会 7~9回 H19 各協議会 8~12回 H20 各協議会 9~13回 H21 各協議会 1~6回	H17年度 各協議会 1回 H18年度 各協議会 4~5回 H19年度 各協議会 5~7回 H20年度 各協議会 5~9回 H21年度 各協議会 4~6回
14 地域協議会の活動状況	特色ある地域づくり事業(特別・一般) に関する答申や「安全・安心のまちづく り、環境向上と美化活動」に対する提言、 空き店舗の有効活動など委員自らが行動 するなど、無償の中、積極的な活動が実 施されている。また、協議会だよりを町 ホームページや広報に定期発行し、活動 の様子を住民に報告している。 今年度は、総合計画策定やまちづくり 基本条例制定に向けた意見が求められる こととなっている。	総合計画の策定、行政組織の再編、自 治基本条例の関連条例、防災行政無線の 運用、川井村との合併協議などの市全体 の案件のほか、各自治体の個別案件につ いて協議を行いました。 地域づくりに対する補助金である「宮 古市地域創造基金」を17年度に創設し、 18年度から事業の審査及び採択を行っ ています。22年度は4地区で31事業を採 択しました。 また、協議会の自主事業として、20年 度に委員の視察研修を実施し、同年度か ら広報紙の発行を行っています。	総合計画、過疎地自立促進計画、公共 交通計画、国土利用計画花巻市計画の策 定等の諮問に係る審議のほか、地域課題 の検討等の自主活動を行った。

地域自治区制度に関する調査 (No.1) 集計票

項目	由利本荘市 (秋田県)	大仙市 (秋田県)	南会津町 (福島県)
1 人口・世帯数 (住民基本台帳 H22.4.1 現在)	86,720人 30,104世帯	91,308人 30,732世帯	18,644人 6,909世帯
2 面積	1,209.08km ²	866.67 km ²	886.52km ²
3 合併年月日	平成17年3月22日	平成17年3月22日	平成18年3月20日
4 合併自治体 合併直前の各自治体の人口・世帯数 (住民基本台帳)	1市7町 本荘市 (44,815人・15,922世帯) 矢島町 (6,088人・1,795世帯) 岩城町 (6,285人・2,173世帯) 由利町 (5,973人・1,516世帯) 大内町 (9,526人・2,575世帯) 東由利町 (4,700人・1,366世帯) 西目町 (6,763人・2,372世帯) 鳥海町 (6,670人・1,812世帯)	1市6町1村 大曲市 (38,617人・13,734世帯) 神岡町 (6,102人・1,846世帯) 西仙北町 (10,616人・3,082世帯) 中仙町 (11,657人・3,273世帯) 協和町 (8,749人・2,667世帯) 南外村 (4,598人・1,297世帯) 仙北町 (8,067人・2,226世帯) 太田町 (7,653人・2,081世帯)	1町4村 (H18.3.19) 田島町 (13,103人・4,611世帯) 館岩村 (2,285人・806世帯) 伊南村 (1,863人・650世帯) 南郷村 (2,974人・1,012世帯)
5 事務所等の設置数	○合併時 本庁+8総合支所(区事務所) ※本庁にも支所を設置 ○平成22年4月1日現在 本庁+7総合支所(区事務所)	○合併時 本庁+8支所(総合支所) ※本庁にも支所を設置 ○平成22年4月1日現在 本庁+7支所(総合支所)	○合併時 本庁+3支所(区事務所) ○平成22年4月1日現在 本庁+3支所(区事務所)
6 組織(部署)の状況	○合併時 7部・1局・8事務局・8総合支所・1消防本部・101課・19事務所・2特養・3診療所・2消防署・352班 (うち総合支所:8総合支所に56課・19事務所・2特養・3診療所・220班) ○平成22年4月1日現在 6部・1室・1局・5事務局・7総合支所・1消防本部・82課・3事務所・2特養・3診療所・2消防署・223班 (うち総合支所:7総合支所に30課・2特養・3診療所・61班)	○合併時 7部25課・8総合支所52課(大曲10課・他7総合支所各6課)・教育委5課7分室・議会及び行政委員会事務局5の計94課および公営企業2(水道・病院) ○平成22年4月1日現在 本庁7部33課・7総合支所28課(各4課)・教育委9課7分室・議会及び行政委員会事務局5の合計82課	○合併時 20課・2事務局・3分室 (うち支所:9課・3分室) ○平成22年4月1日現在 20課・2事務局・3分室 (うち支所:9課・3分室)
7 職員数推移	H17年4月1日 1,452人 H18年4月1日 1,426人 H19年4月1日 1,384人 H20年4月1日 1,258人 H21年4月1日 1,208人 H22年4月1日 1,159人	H18年4月1日 1,464人 H19年4月1日 1,429人 H20年4月1日 1,381人 H21年4月1日 1,333人 H22年4月1日 1,273人	H18年4月1日 322人 H19年4月1日 312人 H20年4月1日 304人 H21年4月1日 295人 H22年4月1日 288人
8 地域自治区制度設置日	平成17年3月22日	平成17年3月22日	平成18年3月20日
9 自治区制度導入の目的	○地域住民の意見を行政に反映 ○行政と住民との協働によるまちづくり推進	○地域住民の意見を行政に反映させる ○住民と行政の連携を強化する	○地域住民の意見を行政に反映 ○行政と住民との連携を強化し、住民自治の推進を図る
10 地域自治区の数	8自治区	8自治区	4自治区
11 地域協議会の設置数	8協議会	8地域協議会	4協議会
12 地域協議会の委員数	各協議会 15~30人 (計202人) 公共的団体等の代表等8~21人 識見を有する者 4~9人 公募による者 2~4人	各地域協議会 20人以内 (現在計139人) 公共的団体等の代表等77人 識見を有する者 51人 公募による者 11人	田島地域協議会 18人 館岩地域協議会 12人 伊南地域協議会 10人 南郷地域協議会 12人 ・地域協議会が推薦する者(定数の半数以上) ・公共的団体が推薦する者 ・学識経験者 ・公募に応じた者
13 地域協議会の会議開催状況	H17 各協議会 3~6回 H18 各協議会 3~6回 H19 各協議会 4~6回 H20 各協議会 4~5回 H21 各協議会 4~5回	H18 各協議会 計55回 H19 各協議会 計53回 H20 各協議会 計57回 H21 各協議会 計50回	H18 各協議会 5~6回 H19 各協議会 3~4回 H20 各協議会 2~4回 H21 各協議会 4~5回
14 地域協議会の活動状況	総合発展計画の策定、国土利用計画の策定、観光振興計画の策定、組織機構改正及び施設運営の見直し、「さくら満開のまちづくり」さくらマップ及びランドデザイン作成などの案件について議論されました。 また、地域活動に対する補助金である「地域づくり推進事業」の創設により、92件の事業を審査し、事業採択を行いました。 加えて総合発展計画、国土利用計画、観光振興計画、公の施設のあり方などの34件の意見が寄せられています。	各自治区に関連のある計画や新たな事業に対する意見聴取を行っている。また、全市で計5,000万円の「地域枠予算」の審査および事業採択を行っている。 市に対する提言は、地域協議会の設置以降、あわせて92件を提出している。21年度は、市の公共交通施策(乗合タクシー・コミュニティバスなど)に関する改善案等の提言を行っている。 なお、合同研修会や先進地視察、公共施設の見学等を毎年実施している。	地域事業計画、総合振興計画等の各種計画、小学校、保育所の統廃合について協議しました。

地域自治区制度に関する調査 (No.1) 集計票

項目	上越市 (新潟県)	飯田市 (長野県)	伊那市 (長野県)
1 人口・世帯数 (住民基本台帳 H22.4.1 現在)	206,836 人 72,509 世帯	105,372 人 37,801 世帯	72,428 人 26,774 世帯
2 面積	973.54 km ²	658.76 km ²	667.81 km ²
3 合併年月日	平成17年1月1日	(直近の合併) 平成17年10月1日	平成18年3月31日
4 合併自治体 合併直前の各自治体の人口・世帯数 (住民基本台帳)	1市6町7村 安塚町 (3,612人・1,219世帯) 浦川原村 (4,251人・1,206世帯) 大島村 (2,416人・832世帯) 牧村 (2,823人・962世帯) 姉崎町 (11,934人・3,565世帯) 大瀧町 (10,499人・2,948世帯) 頸城村 (9,966人・2,748世帯) 吉川町 (5,515人・1,566世帯) 中郷村 (5,031人・1,448世帯) 板倉町 (7,739人・2,102世帯) 清里村 (3,307人・899世帯) 三和村 (6,348人・1,677世帯) 名立町 (3,356人・1,052世帯)	1市2村 (直近の合併) 飯田市 (105,325人・36,095世帯) 上村 (700人・282世帯) 南信濃村 (2,172人・925世帯)	1市1町1村 伊那市 (64,764人・23,235世帯) 高遠町 (7,125人・2,504世帯) 長谷村 (2,175人・691世帯)
5 事務所等の設置数	○合併時 本庁+13総合事務所 ○平成22年4月1日現在 本庁+13総合事務所+3まちづくりセンター (15区の事務所)	○合併時 本庁+13支所+2自治振興センター ※本庁にも自治振興センターを設置 ○平成22年4月1日現在 本庁(5)+15自治振興センター	○合併時 本庁+2総合支所+6支所 ○平成22年4月1日現在 本庁+2総合支所+7支所 ※本庁に1地域事務所設置
6 組織 (部署) の状況	○合併時 10部・3局・77課・15室・36機関・58グループ・12事業所・177係等 ○平成22年4月1日現在 9部・55課・13室・2課内室・39機関・52グループ・6事業所・176係・担当	○合併時 8部5事務局52課5室 (自治振興センターは課の出先機関扱い) ○平成22年4月1日現在 7部5事務局49課5室 (合併した2村は課扱いの自治振興センター)	○合併時 7部・36課・2室・6事務局 (うち支所:2総合支所・6支所に13課・1室) ○平成22年4月1日現在 7部・39課・3室・6事務局 (うち支所:2総合支所・6支所に12課・1室)
7 職員数推移	H18年4月1日 2,317人 H19年4月1日 2,240人 H20年4月1日 2,120人 H21年4月1日 2,052人 H22年4月1日 2,041人	H18年4月1日 979人(病院除く) H19年4月1日 972人(病院除く) H20年4月1日 952人(病院除く) H21年4月1日 929人(病院除く) H22年4月1日 924人(病院除く)	H18年4月1日 798人 H19年4月1日 783人 H20年4月1日 757人 H21年4月1日 737人 H22年4月1日 734人
8 地域自治区制度設置日	平成17年1月1日 (合併前旧町村) 平成21年10月1日 (合併前上越市)	平成17年10月1日 (合併特例法) 平成19年4月1日 (一般地域自治区)	平成18年3月31日 (合併特例法) 平成18年10月1日 (地方自治法)
9 自治区制度導入の目的	地域住民の意見を市政に反映させ、市民主体のまちづくりを推進する。	○地域住民の意見を行政に反映 ○行政と住民との協働によるまちづくり推進	○合併後の住民不安の解消と、地域の実情にあった仕組みづくりのため ○住民意見の反映と住民自治の確立
10 地域自治区の数	28区	18一般地域自治区 2合併特例による地域自治区	9自治区
11 地域協議会の設置数	28地域協議会	20協議会 (18+2)	9協議会
12 地域協議会の委員数	各地域協議会により12名~20名 公募及び行政による選任	各地域協議会により10名~25名 合併特例区 地区推薦10割 計20名 一般自治区 地区推薦8割 公募2割 計338名	○合併特例による地域協議会 15人×2協議会 ○地方自治法による地域協議会 40人×1協議会 20人×6協議会
13 地域協議会の会議開催状況	全協議会 合計821回 (H17.1~H22.3)	H18 各協議会 5~6回 (合併特例区) H19 各協議会 2~3回 (一般自治区) H19 各協議会 5~6回 (合併特例区) H20 各協議会 2~3回 (一般自治区) H20 各協議会 5~6回 (合併特例区) H21 各協議会 2~3回 (一般自治区) H21 各協議会 5~6回 (合併特例区)	H18 各協議会 1~10回 H19 各協議会 1~11回 H20 各協議会 2~11回 H21 各協議会 0~11回
14 地域協議会の活動状況	28区の地域協議会では、2005(平成17)年2月から2010(平成22)年3月までの間、概ね月1回のペースで、延べ821回の会議を開催。この間の諮問事項は延べ676件、自主的審議事項は延べ180件となっており、活発な議論が行われている。 また、今年度導入した「地域活動支援事業」の審査を地域協議会委員が実施し、256件を採択しました。	平成19年度~ (主な事項) パワーアップ地域交付金の実績・申請に関する意見について 飯田市景観条例にかかる景観計画に対する意見について 飯田市緑の育成条例にかかる基本計画に対する意見について 土地利用基本方針の変更にかかる意見について 都市計画道路・都市公園の都市計画変更について 公の施設の指定管理者指定についての意見について 準都市計画区域の指定にかかる意見 公民館長推薦に対する意見について	地域の代表として、市からの情報に耳を傾け、また地域に関する大切な事項について、真剣に意見を述べていただいている。 (市議会議員定数、新市公共交通再編計画、有害鳥獣対策、総合計画策定など) また、地域の課題を掘り起こしての協議も行われ、意見具申や提案につながってきている。

地域自治区制度に関する調査 (No.1) 集計票

項目	恵那市 (岐阜県)	浜松市 (静岡県)	豊田市 (愛知県)
1 人口・世帯数 (住民基本台帳 H22.4.1 現在)	54,573 人 18,828 世帯	792,446 人 301,239 世帯	422,960 人 153,507 世帯
2 面積	504.19km ²	1558.04 km ²	918.47 km ²
3 合併年月日	平成16年10月25日	平成17年7月1日	平成17年4月1日
4 合併自治体 合併直前の各自治体の人口・世帯数 (住民基本台帳)	1市4町1村 恵那市 (36,107人・11,928世帯) 岩村町 (5,556人・1,682世帯) 山岡町 (5,368人・1,509世帯) 明智町 (6,740人・2,059世帯) 串原村 (989人・297世帯) 上矢作町 (2,686人・861世帯)	3市8町1村 浜松市 (582,523人・220,042世帯) 浜北市 (85,799人・26,785世帯) 天竜市 (22,200人・6,824世帯) 舞阪町 (11,744人・3,875世帯) 雄踏町 (14,027人・4,341世帯) 細江町 (22,072人・7,283世帯) 引佐町 (14,592人・4,223世帯) 三ヶ日町 (15,913人・4,406世帯) 春野町 (6,201人・2,032世帯) 佐久間町 (5,562人・2,231世帯) 水窪町 (3,368人・1,301世帯) 龍山村 (1,179人・427世帯)	1市4町2村 豊田市 (362,517人・135,768世帯) 藤岡町 (19,277人・5,533世帯) 小原村 (4,345人・1,360世帯) 足助町 (9,661人・2,834世帯) 下山村 (5,557人・1,633世帯) 旭町 (3,531人・1,083世帯) 稲武町 (3,154人・1,075世帯)
5 事務所等の設置数	○合併時 本庁+11 振興事務所 (支所) ○平成22年4月1日現在 本庁+11 振興事務所 (支所)	○合併時 本庁+12 支所 (地域自治区事務所) ※本庁は1支所を兼ねる ○平成22年4月1日現在 本庁+7 区役所+12 支所 (地域自治区事務所) ※本庁に1区役所を併設 ※3区役所は各1支所を兼ねる	○合併時 本庁+11 支所 (現在も同じ)
6 組織 (部署) の状況	○合併時 9部・45課・4(5)事務局・ 11 振興事務所 (内5 振興事務所に20課) 別に教育委員会5課 ○平成22年4月1日現在 7部・30課・4(5)事務局・ 11 振興事務所 (内5 振興事務所に5課) 別に教育委員会5課	○合併時 26部・178課・4事務局 (うち地域自治区事務所7部・83課) ○平成22年4月1日現在 26部・202課 (うち区役所49課、地域自治区事務所17課)	○合併時 12部・4(3)局・104課 ○平成22年4月1日現在 12部・5(2)局・110課
7 職員数推移	H18年4月1日 701人 H19年4月1日 666人 H20年4月1日 624人 H21年4月1日 591人 H22年4月1日 571人 (普通会計)	H18年4月1日 6,348人 H19年4月1日 6,216人 H20年4月1日 6,091人 H21年4月1日 5,925人 H22年4月1日 5,812人	H18年4月1日 3,322人 H19年4月1日 3,268人 H20年4月1日 3,242人 H21年4月1日 3,210人 H22年4月1日 3,215人
8 地域自治区制度設置日	平成17年1月25日	平成17年7月1日	平成17年4月1日
9 自治区制度導入の目的	○地域住民の意見を行政に反映 ○行政と住民との協働によるまちづくり 推進	○行政サービスの維持・向上 ○市民意見の反映 ○市民協働の推進	○地域住民の意見を行政に反映 ○行政と住民との共働によるまちづくり 推進
10 地域自治区の数	当初6自治区⇒H18.4に13自治区	○合併時 12 地域自治区 ○平成22年4月1日現在 12 地域自治区 ※政令指定市都市移行時に10 地域自治区 は存続、2 地域自治区を新設	12 自治区
11 地域協議会の設置数	13 協議会	○合併時 12 地域協議会 ○平成22年4月1日現在 12 地域協議会+7 区地域協議会	26 協議会
12 地域協議会の委員数	各協議会30名以内 (現状は20~25名程度) 選出区分の枠は設けていない 公募も認めているが、現委員にはいない	○各地域協議会 10~18人 (計179人) ○各区地域協議会 18~20人 (計138人) ※138人のうち58人は地域協議会委員と 重複 公共的団体等の代表等 176人 識見を有する者 58人 公募による者 25人	総計 479人 公共的団体等の代表等 421人 識見を有する者 6人 公募による者 52人
13 地域協議会の会議開催状況	H17 各協議会 5回程度 H18 各協議会 5回程度 H19~20 各協議会 2~4程度 H21 各協議会 4~5回程度	H17 各地域協議会 9~10回 計114回 H18 各地域協議会 12~17回 計180回 H19 各地域協議会 12~14回 計149回 各区地域協議会 9~15回 計81回 H20 各地域協議会 12~14回 計151回 各区地域協議会 9~14回 計84回 H21 各地域協議会 10~13回 計142回 各区地域協議会 10~14回 計80回	原則、各協議会 毎月一回程度
14 地域協議会の活動状況	総合計画の地域計画の策定、後期地域 計画の策定。地域懇談会の企画運営。 まちづくり実行組織が実施する地域づ くり補助金事業の方向付け、内容審査	○行政からの諮問に対する答申 総合計画の基本構想、政令指定都市移 行時の組織 (案)、区及び地域自治区の設 置など (H17~H21 106件) ○行政への建議・要望 区又は地域自治区の予算、地域協議会 の存続、施設整備など (H17~H21 141 件) ○地域課題の協議 浜松城公園の整備、副都心構想の実現、 地域協議会の区協議会への一本化 など	具体的役割として、 ○市長からの諮問事項に関する審議、答 申 ○わくわく事業の審査 ○地域課題の解決策にかかる検討と行政 への提言 ○地域会議だより等による地域への情報 発信があります。

地域自治区制度に関する調査（No.1）集計票

項目	出雲市（島根県）	玉名市（熊本県）	宮崎市（宮崎県）
1 人口・世帯数 (住民基本台帳 H22.4.1 現在)	145,776人 49,296世帯	70,484人 25,682世帯	400,901人 179,656世帯
2 面積	543.48km ²	152.55 km ²	644.61 km ²
3 合併年月日	平成17年3月22日	平成17年10月3日	平成18年1月1日 平成22年3月23日
4 合併自治体 合併直前の各自治体の人口・世帯数 (住民基本台帳)	2市4町 出雲市(87,770人・29,363世帯) 平田市(29,053人・8,153世帯) 佐田町(4,501人・1,273世帯) 多伎町(4,116人・1,315世帯) 湖陵町(5,778人・1,966世帯) 大社町(16,081人・4,988世帯)	1市3町 玉名市(45,532人・16,443世帯) 岱明町(14,762人・4,969世帯) 横島町(5,795人・1,579世帯) 天水町(7,070人・2,056世帯)	1市3町(平成18年1月1日) 宮崎市(311,706人・136,929世帯) 佐土原町(34,185人・13,015世帯) 田野町(12,003人・4,636世帯) 高岡町(12,469人・4,961世帯) 1市1町(平成22年3月23日) 宮崎市(373,681人・167,777世帯) 清武町(28,184人・11,943世帯)
5 事務所等の設置数	○合併時 本庁 + 5支所 ○平成22年4月1日現在 本庁 + 5支所	○合併時 本庁+3総合支所 ※本庁にも総合支所を設置 ○平成22年4月1日現在 合併時と同様の組織	○合併時(平成18年度) 3総合支所(合併特例区) 6地域センター(地域自治区) 6地域事務所(地域自治区) ○合併時(平成21年度) 4総合支所(合併特例区) 6地域センター(地域自治区) 9地域事務所(地域自治区) ○平成22年4月1日現在 4総合支所(合併特例区) 6地域センター(地域自治区) 9地域事務所(地域自治区)
6 組織(部署)の状況	○合併時 10部・49課・1室 ○平成22年4月1日現在 8部・43課・10室	○合併時 13部・57課・159係 (うち総合支所:1総合支所(部扱)・ 9課(出張所及び分室を含む)・22 係を各々3総合支所に配置) ○平成22年4月1日現在 13部・41課・91係 (うち総合支所:1総合支所(部扱)・ 2課・2係を各々3総合支所に配置)	○合併時(平成18年度) 21部・95課・4室・333係 ○合併時(平成21年度) 22部・108課・4室・376係 ○平成22年4月1日現在 22部・108課・4室・376係
7 職員数推移	H18年4月1日 1,504人 H19年4月1日 1,491人 H20年4月1日 1,460人 H21年4月1日 1,446人 H22年4月1日 1,428人	H18年4月1日 682人 H19年4月1日 664人 H20年4月1日 632人 H21年4月1日 612人 H22年4月1日 584人 (うち再任用3人)	H18年4月1日 2,663人 H19年4月1日 2,617人 H20年4月1日 2,570人 H21年4月1日 2,549人 H22年4月1日 2,663人
8 地域自治区制度設置日	平成17年4月1日	平成17年10月3日	平成18年1月1日
9 自治区制度導入の目的	地域の意見・要望の調整、取りまとめを行うと共に、地域まちづくり計画の実現に取り組む	地域住民の意見を行政に反映させ、行政と住民との連携強化を図り、住民自治の充実強化のため	○地域の住民の意見を行政運営に反映させるため ○市民に身近な行政サービスを提供するため
10 地域自治区の数	6自治区	4自治区	17地域自治区 (4合併特例区)
11 地域協議会の設置数	6協議会	4協議会	17地域協議会 (4合併特例区協議会)
12 地域協議会の委員数	出雲地域 17人 平田地域 28人 佐田地域 20人 多伎地域 20人 湖陵地域 18人 大社地域 19人 公共的団体等の代表等 識見を有する者	各地域協議会 15人 (計60人:4協議会×15人) 公共的団体が推薦するもの 数名 学識経験を有するもの 1~2名 公募によるもの 2名程度 市長が認めるもの 数名	1協議会あたり平均18人 (計380人:各協議会10~25人) 委員構成は、協議会ごとに異なる 例)自治会からの推薦 その他団体からの推薦 公募
13 地域協議会の会議開催状況	出雲地域 毎年1回 その他は毎年4~5回開催	H17年度 各地域協議会 2回 H18年度 各地域協議会 4~6回 H19年度 各地域協議会 4~5回 H20年度 各地域協議会 2~4回 H21年度 各地域協議会 2~3回	H18 各協議会 定例4回(+α) H19 各協議会 定例4回(+α) H20 各協議会 定例4回(+α) H21 各協議会 定例4回(+α) ※αは0~5回
14 地域協議会の活動状況	・協議会の活動について ・ 〃 在り方について ・まちづくり計画の策定・見直し ・各種団体への活動費助成について ・市が行う事業についての意見など ・その他	総合計画や地方バス路線に関しての意見、指定管理者による管理などの案件について議論されました。 また、住民主体の地域づくりに取り組む「玉名21の星事業」助成金交付申請について審議を行い答申しました。 その他に、防犯灯の維持管理や学校図書館指導員の配置について、要望が出されました。	地域の課題解決のために必要な施策等の提言を行います。 また、地域の各種団体との連携を図り、地域の課題解決への取り組みを推進しています。実践組織であり、地域コミュニティ活動交付金の交付団体である「地域まちづくり推進委員会」が行う事業について協議し、意見を述べます。(平成21年度255事業)

地域自治区制度に関する調査 (No.1) 集計票

項目	香取市 (千葉県)
1 人口・世帯数 (住民基本台帳 H22.4.1 現在)	85,069 人 29,338 世帯
2 面積	262.31 km ²
3 合併年月日	平成18年 3月27日
4 合併自治体 合併直前の各自治体の人口・世帯数 (住民基本台帳)	1市3町 佐原市 (47,244人・15,877世帯) 小見川町(25,384人・8,403世帯) 山田町 (11,120人・3,034世帯) 栗源町 (5,234人・1,534世帯)
5 事務所等の設置数	○合併時 本庁+4支所 (区事務所) ※本庁にも支所を設置 ○平成22年4月1日現在 本庁+3支所 (区事務所)
6 組織(部署)の状況	○合併時 7部・58課・4(5)事務局・ 7事務所・4分室・135班 (うち支所:4支所に39課・7事務所・ 4分室・94班) ○平成22年4月1日現在 8部・37課・3(5)事務局・3室 103班 (うち支所:3支所に9課・21班)
7 職員数推移	H18年4月1日 920人 H19年4月1日 889人 H20年4月1日 864人 H21年4月1日 842人 H22年4月1日 807人
8 地域自治区制度設置日	平成18年 3月27日
9 自治区制度導入の目的	○地域住民の意見を行政に反映 ○行政と住民との協働によるまちづくり 推進
10 地域自治区の数	4自治区
11 地域協議会の設置数	4協議会
12 地域協議会の委員数	各協議会 10人 (計40人:4協議会×10人) 公共的団体等の代表等6人 識見を有する者 2人 公募による者 2人
13 地域協議会の会議開催状況	H18 各協議会 2回 H19 各協議会 4~5回 H20 各協議会 6~7回 H21 各協議会 4~5回
14 地域協議会の活動状況	総合計画の策定、都市マスタープラン の策定、組織機構の見直しなどの案件に ついて議論されました。 また、地域活動に対する補助金である 「地域振興事業」の創設により、81件の 事業を審査し、事業採択を行いました。 加えて基本計画や地域振興施策、公共 施設建設などの6件の意見が寄せられて います。

地域自治区制度に関する調査集計票 (No.2)

項 目	むかわ町(北海道)	宮古市 (岩手県)	花巻市 (岩手県)
1 地域自治区の評価等			
(1) 地域自治区制度の評価できる点等	それぞれの歴史を歩んできた自治体の個性を育むことができる制度は、その地に暮らすものにとっては意義深いと考えます。	旧市町村を区域とするすべての地域に地域自治区を設置したうえで、地域住民の意見を行政に反映させる組織として地域協議会を設置したことにより、特に周辺町村の地域における「合併に伴って地域の声が行政に届かなくなるのではないか」といった住民の不安や懸念の解消に繋がっている。 また、市の付属機関である審議会等へ各地域自治区から委員を選出しており、地域バランスを考慮して住民の声を市政に反映できる仕組みができています。	住民間のつながりが深い合併前の地域において、地域協議会による主体的な地域課題の検討が行われている。
(2) 地域自治区制度の課題点等	全ての行政課題を解決できる組織ではないので、住民の期待に添えてはいない。	地域課題の解決や自主的なまちづくりを進めるため、地域住民や地域の各団体が連携し、地域協議会を核とした取り組みに期待しているが、その効果が表れていない。	地域自治区、地域協議会についての住民理解、認知度は決して高いとは言えない状況にある。 (合併による広域化に伴う地域住民の不安解消や地域コミュニティの醸成という点においては、当市では、市内27地区毎に振興センターを設置し、その区域毎に住民組織であるコミュニティ会議が組織されており、地域課題の把握と解決に取り組んでいる。)
(3) 地域自治区制度の改善点	合併して4年を経過しますが、当町として地域自治区制度に関する改善をする予定はありません。	特になし	特になし
(4) 地域自治区の必要性	地域自治区は、合併前の旧町における心の拠りどころであり、解消等することが新たな行政不信を招くことに繋がることも考えられるため、当面は、地域協議会の意見等を重視していく。	当市は面積が広大であることから一定の区域に分けることで、合併によって特に周辺町村の住民の意見が市の施策に反映されにくくなるなどの懸念を解消するためと行政と住民との連携が図られやすい環境を作ること。	住民自治の強化と住民の意向をふまえた効果的な行政運営への対応 市民と行政の協働のまちづくり (制度運用の展望) 未定。
(5) その他	合併以降、〇〇年までの時限措置として指定できるようにする。	特になし	
2 地域協議会の評価等			
(1) 地域協議会の評価できる点	まちづくりに意欲ある方が委員として活動されることは、意義深い。 当協議会委員は、基本的に無報酬であり、会合も夜間に開催している。	市総合計画の策定や市民憲章の制定等に関して各協議会の委員から意見を聞いたり、市長と委員との懇談を行ったりするなど、各地域の住民の声を聞く場となっている。	旧3町地域に限定して意見を述べる機関として、市の諮問に係る協議だけではなく、自主開催により年間を通じて地域課題解決に向けた取り組みが進められている。
(2) 地域協議会の課題点等	個性(特性)を追求するあまり、同じ自治体としてのまとまり(連携)が取りづらいつとところがある(互いの調整に苦労している)。	委員の選考にあたって、各種団体からの選出など人選が偏る傾向にある。 平成17年の最初の合併から5年以上が経過し、活動や会議の内容も地域によって幅があり、活動が固定化しがちな地域協議会もある。	地域協議会活動に対する住民理解 地域課題の解決に向けた意見集約と要望等の提出
(3) 地域協議会の改善策	地域協議会での協議内容が、具体的な政策などで実現可能な状況(財源等)を確保できるようにしたい。	地域づくりにあたって広く人材を求めるという観点から、委員の選考にあたって任期は2期4年を限度にすることとした。	自主開催の活発化 地域課題の解決に結びつく意見集約と積極的な意見具申。
(4) 地域協議会の必要性	地域協議会は、その性格上、地区に傾注した組織なので、地区の個性を生かすことができるように配慮と対応をしていきたい。	市政に対して、地域を考慮した市民の意見を幅広く聞くことができる場として必要性は高い。その一方で、市当局や事務局に対して委員からの要望の場になりがちで、協議会が地域内の団体や住民と連携して、自主的に活動や取り組みを行うまでには至っていない。 制度の運用を平成26年度限りとしており、地域の枠を超えての連携も含めて、制度廃止後の地域づくりを見据えての活動も必要ではないかという委員の声もあるため、「宮古市地域創造基金」の運用も含めて、協議会のあり方について検討が必要である。	地域の課題解決に主体的に取り組む住民意識の醸成 地域内住民の多様な意見を適切に市政へ反映
(5) その他	当町の場合、1地域協議会当たり15人の委員で構成していますが、次期を見据えた組織見直しを検討し、委員数を10人程度に減少したいと考えます。	特になし	

地域自治区制度に関する調査集計票 (No.2)

項 目	由利本荘市 (秋田県)	大仙市 (秋田県)	南会津町 (福島県)
1 地域自治区の評価等			
(1) 地域自治区制度の評価できる点等	地域自治区を設置したことにより、合併前の旧市町における多様な住民意見を適切に反映できていると思われる。	大仙市における地域自治区制度は、地域協議会を導入するために採用したもので、地域自治区としての活動は特にならない。	合併に際し、周辺部が寂れてしまうのではないかと住民の不安の払拭 法令等で位置づけされており、制度が安定している。 議員がいなくなったり、少なくなったりしても、町に対し、'地域'として意見を述べることができる。
(2) 地域自治区制度の課題点等	合併前の旧市町単位での自治区設定のため、旧市町時代の考え方など一部脱却できないところが見受けられる。		議員 (の意見) との整合性 行政区長 (コミュニティの代表・町内会長) (の意見) との整合性
(3) 地域自治区制度の改善点	特になし		地域協議会からの意見をどのように町政に反映させるか。 地域協議会の委員が多すぎる。 地域協議会が地域の声をどう吸い上げていくか。
(4) 地域自治区の必要性	住民自治を充実させるため、住民に身近な事務の処理に住民の意思を十分に反映させ、行政と住民が相互に連携できるようにするために必要である。		意義、必要性 → (1) に同じ
(5) その他	特になし		
2 地域協議会の評価等			
(1) 地域協議会の評価できる点	地域住民の声を行政に反映させるため、市長等の諮問に応じて答申し、又は自らの意見を述べるため、各地域のまちづくりのために有効に機能している。また、住民自治組織の代表者が委員になっていることから、行政からの情報も末端の住民まで届きやすいというメリットがある。	大仙市の地域協議会は、単なる諮問機関にとどまらず、一定の予算を持ち地域協議会の判断で地域づくりに資する事業を採択できる「地域枠予算」制度を設け、地域の文化や特色・魅力の維持・発展を図っている点が特徴である。 市民による地域の活動を基に、市全体の政策として予算化し、全市で取り組んでいる事業が生まれている (例: 桜の保護育成活動)。	
(2) 地域協議会の課題点等	地域協議会は「まちづくりに参画し」「協働によるまちづくり」を推進すると位置づけているものの、行政への意見・要望を述べる会議から脱却できない状況も否めない。 設置のデメリットは特に無い。	公募による委員が少ない。 地域住民の認知度が不足している。	
(3) 地域協議会の改善策	地域協議会は、地域住民の声を行政に反映させるため、市長等の諮問に応じ答申し、又は自ら意見を述べるため、各地域のまちづくりのために行政の政策形成に地域住民各層各界の意見の反映を目的とした市の「総合的な附属機関」であり、なお一層地域の活力増進と連帯感の創出をはかり市全体の活性化に資することを目的に、今年度から「地域づくり推進事業」を創設した。この事業は、各自治区内の活性化に資する事業の提案を受け、各地域協議会で事業内容を確認し、各それぞれの地域に必要とされる事業を行政側に対し意見を報告する仕組みを取ることで、地域協議会委員の協議会への参加意欲の増進と、地域活力の増進につながっていくと思われる。	市広報等を活用し、当制度について市民に周知するよう努めている。	
(4) 地域協議会の必要性	地域に開かれた住民自治のまちづくり実現のため、住民意見の集約や市民活動との連携を図りながら、計画策定や管理・運営など様々な段階・分野において参画し、住民と行政との適正な役割分担に基づく協働によるまちづくりを推進するために必要な組織であり、今後も地域の活力増進と連帯感の創出をはかり市全体の活性化に資することを目的とした「地域づくり推進事業」を進めて行くことにより、地域協議会委員の協議会への参加意欲の増進と、地域活力の増進につながっていくと思われる。	「市民と行政の協働によるまちづくり」を基本方針とする本市において、地域協議会は市民による自治の促進および市民と行政との連携強化を進める上で、最も重要な施策のひとつとして認識している。 今後も、各地域協議会と議論を重ねながら、より良い制度のあり方について検討し、引き続き当制度を運用していきたいと考えている。	
(5) その他	特になし		

地域自治区制度に関する調査集計票 (No.2)

項 目	上越市 (新潟県)	飯田市 (長野県)	伊那市 (長野県)
1 地域自治区の評価等			
(1) 地域自治区制度の評価できる点等	<p>合併前の旧町役場に総合事務所を設置し、また地域協議会において地域の代表の意見等を聴くことにより、合併当初の住民の不安解消に寄与した。(合併前の旧町村)</p> <p>区域内の市政運営に関する事務を行う事務所を設置したことにより、地域コミュニティの活動支援など地域振興の支援を行うなど総合的なまちづくりが進められている。</p>	<p>行政が地域住民の身近なところで多様な住民の意見を踏まえ、事業ができる体制として整備ができた。今後、この制度の運用については工夫が必要である。</p>	<p>合併特例法に基づく地域自治区について、合併の不安・懸念の払拭 住民意見の聴取・集約・反映 身近なサービスの実施</p>
(2) 地域自治区制度の課題点等	<p>身近な地域やまちづくりについて、市民の関心を高め、地域の特性や市民の声を生かして、よりよいまちづくりを実現していけるよう制度の周知をより一層図る必要がある。</p>	<p>地域協議会と自治活動組織(地域コミュニティ組織)のそれぞれの役割が理解されていない。</p>	<p>権限や役割分担の明確化 合併特例法に基づく地域自治区の設置期限後のあり方について</p>
(3) 地域自治区制度の改善点	<p>市町村合併に際し、合併前の旧町村の区域に13の地域自治区を導入し、その後、平成21年10月1日から合併前上越市の区域に15の地域自治区を設置した。</p> <p>合併関係市町村の協議により設置が決定し、編入合併により役場、首長、議会がなくなった合併前の旧町村と33か所に及ぶ市民説明会や地域自治区を語る会の開催を経て導入が決定した合併前上越市では地域自治区制度の設置に至る経緯や市民の関心の度合いなどに違いがある。</p> <p>今後は合併前の上越市の住民に対して、地域自治区制度の必要性を訴え、関心を高めていくことが重要と考えている。</p>		<p>職員の意識の改善(本庁職員と支所職員)</p>
(4) 地域自治区の必要性	<p>市では、地域自治区制度をいかして、市民の皆さんが日頃の暮らしの中で感じている問題や、様々な地域事情をしっかりと把握しながら市政を進めていくとともに、市民の皆さんの手によるまちづくり活動をもっと進めやすくしていきたい。</p>	<p>自治体内分権の受け皿として住民と行政の協働の場により住民自治の拡充がはかられること</p> <p>行政が地域住民の身近なところで住民の意向を踏まえて効果的に事業を行なえること</p> <p>地域住民の企画・立案機能が活かされた個性豊かで魅力ある地域づくりが実行されること</p>	<p>市民・職員の一体感の醸成</p>
(5) その他			
2 地域協議会の評価等			
(1) 地域協議会の評価できる点	<p>上越市の合併は、人口規模の異なる旧13町村の編入合併であり、合併に伴い首長や議会議員が失職する旧町村住民の不安の軽減に役立った。(合併前の旧町村)</p> <p>ニーズや地域の実情に合った市政運営を行うとともに身近な地域の情報を共有しやすくなり、まちづくり活動の推進が図れた。</p>	<p>区域内における多様な意見の聴取や地域課題解決へ向けた協議の場として活用ができる。</p>	<p>地域の代表として、地域に関する重要事項について真剣に討議し提言等をいただいている。</p>
(2) 地域協議会の課題点等	<p>制度導入後、最初に地域協議会委員の選任を行った平成17年2月に選任投票が実施されたが、それ以降は応募者数が定数と同数、または定数に達しない状況となっている。「公募公選制」を採用している地域協議会の活動を実質的なものとしていくためには、市民の関心を高め、応募者数を増やしていくことが必要であり、引き続き制度・仕組みや活動の成果を市民に周知していく必要がある。</p>	<p>地域の自治活動組織(自治会)の役員の方が多いが、地域協議会委員を担っていることから同じよう組織があるように見えてしまい、その役割分担の認識が曖昧</p>	<p>地域協議会の役割の明確化(既存自治組織(区長会、自治協議会等)との棲み分け)</p> <p>地域住民の声をどのように吸い上げていくか。</p> <p>協議会の活動内容をどのように地域住民に周知していくか。</p>
(3) 地域協議会の改善策	<p>地域協議会の運用上の課題を整理し、設置目的や役割等について、委員や市民等が共通認識を持てるよう、周知を図る必要がある。</p>	<p>地域協議会への多様な意見が反映されるよう委員構成を変更する必要がある。</p> <p>行政が地域協議会へ諮問する事項が明確でないために諮問内容が統一的でない。</p>	<p>委員報酬について(現在5,000円/1回)の検討</p> <p>委員の任期(合併特例法に基づく地域協議会委員の任期…現在4年)の検討</p>
(4) 地域協議会の必要性	<p>市では、地域自治区制度をいかして、市民の皆さんが日頃の暮らしの中で感じている問題や、様々な地域事情をしっかりと把握しながら市政を進めていくとともに、市民の皆さんの手によるまちづくり活動をもっと進めやすくしていきたい。</p>	<p>協議会委員の構成において、自治区内の多様な意見を反映させる観点から、自治活動組織の役員や単位自治会の代表を兼ねる者の割合を減らし、青年・子育て世代から高齢者までの幅広い世代や男女、地域におけるさまざまな公益的な活動を行う団体や学識を有する者等からの選出を進める。</p>	<p>住民と行政の協働によるまちづくりの推進</p> <p>地域の特色をいかしたまちづくりの推進</p>
(5) その他			

地域自治区制度に関する調査集計票 (No.2)

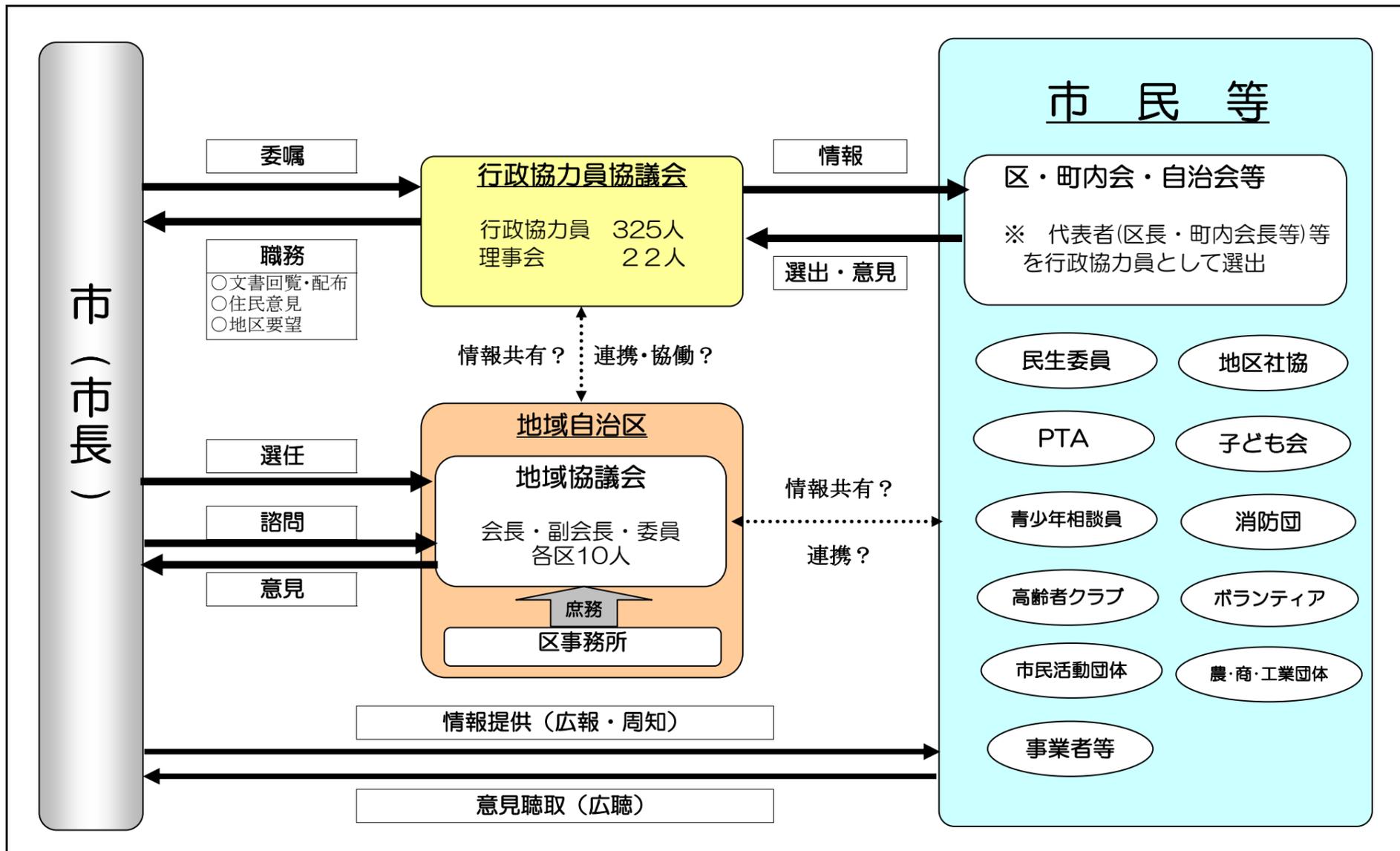
項目	恵那市 (岐阜県)	浜松市 (静岡県)	豊田市 (愛知県)
1 地域自治区の評価等			
(1) 地域自治区制度の評価できる点等	<p>合併協定において、周辺地域からの求めにより設置した経緯から、合併を円滑に進める上で住民にとって本庁とのパイプを担保する制度として有効であった。</p> <p>また、新市総合計画の策定にあたり、各自治区に対して各地域計画の策定を諮問し策定をした。その後、この地域計画を具現化するために、各自治区ごとに、まちづくり実行組織の設置を求め、H18より10年間(当初は5年間)を目処に総額5億円の地域づくり補助金を設置し、地域の課題解決のための事業、自立に向けた事業、地域活性化のための事業等に取り組んでいただいています。</p> <p>この地域づくり事業の計画策定、事業実施についての審査、方向付けは地域協議会が担うことになっており、徐々にではあるが、地域の身近な課題への対策や、地域の特色を生かした公益的な事業が展開されるようになってきた。</p> <p>現在の当市における地域自治区は、この地域づくり事業のための、まちづくり実行組織と行政を繋ぐインターフェースとしての意味合いが強いといえます。</p>	<p>合併前の旧市町村単位で設置したため、身近な行政サービスを維持することができた。また、合併における住民不安を払拭する効果もあった。</p>	<p>地域の人の声を反映した事業を行うことができる。</p>
(2) 地域自治区制度の課題点等	<p>(1)により、まちづくり実行組織と行政を繋ぐ仕組みとしてはそれなりの役割を担っているといえる。</p> <p>ただし、どちらかというと、地域づくり補助金事業の調整のウエイトが大きく、本来の「市長の権限に属する事務を分掌・・・」というところは、市役所側も住民側もまだまだ認識が薄いといえます。</p> <p>また、問題点としてあげるならば、旧来からも、各地域には自治連合会や振興会といった組織が存在し、ある程度地域自治を担ってきたという経緯や自負もあり、組織が複雑となり混乱を招いたという指摘もある。</p>	<p>合併前の旧市町村単位で設置したため、新市として、また政令指定都市移行時に設置した行政区としての一体感の醸成に時間がかかっている。</p>	<p>地域自治区ごとに設置されている支所において、地域から寄せられる意見は非常に多く、多種多様なものがある。それに対し、本庁内の他課で地域自治区の存在や、意義についての認識が低いため、迅速な協力体制がとれていない。</p>
(3) 地域自治区制度の改善点	<p>1市5町村の合併であったので、当初(H17.1)は6地域自治区を設置しましたが、旧市域も大変大きな区域であり、建議を受け、旧市分を昭和の合併以前の8区域に分け全13自治区とした(H18.4)。</p> <p>制度面に関しては、改善点というより、まだまだ制度が十分に活かされていないといことが大きいといえます。</p>	<p>平成24年3月31日をもって地域自治区を廃止し、政令指定都市に必置の区を基本とした行政運営を進めていく。</p>	<p>地域自治区制度の意義を他課に伝え、庁内で情報を共有する。</p>
(4) 地域自治区の必要性	<p>当市は、合併し人口5万6千人、面積504平方キロと大きな市域となりました。基本的に山間地域ですが、JR恵那駅、中央道恵那ICがある中心部と、そこから車で1時間近くかかる周辺山間地域では、地域の課題や習慣、特色も随分違います。地域の伝統や特色を生かした地域づくりや、地域固有の課題等の解決のためには、住民の主体的な、その地域に合った取り組みが生かされる仕組みは必要ではないかと考えています。</p> <p>今後は、地域自治区の本来の機能、仕組みの理解を得ていくことと併せ、地域づくり補助金という形から、本当の権限と財源を地域に委ねていく仕組みづくりをしていきたいと考えています。</p>	<p>平成24年3月31日をもって廃止する。</p>	<p>地域住民の意見を行政に反映できる。また、行政と住民との共働によるまちづくりを推進できる。</p>
(5) その他	<p>平成20年度に岐阜経済大学の鈴木誠教授と合同で、地域協議会委員を対象に地域自治区に関するアンケートを実施したので添付いたします。</p> <p>この制度は、まだまだ認知度は低いですが、必要性はある(問20)との結果を得ています。(地域づくり補助金の必要性を言われているかも知れませんが)</p> <p>鈴木教授曰く、当市は他市と比べると、地域への愛着、誇りが高いと言われております。これは、地域自治区導入によるものと分析をされております。</p>		
2 地域協議会の評価等			
(1) 地域協議会の評価できる点	<p>今までは、自治連合会や地域振興会といった団体が、地域の代表組織として位置づけられてきたが、あくまで任意の団体でありました。地域協議会は、行政と地域との繋ぎを、法律、条例により担保されるということで、地域住民、特に周辺部住民の安心感というものはあるのではないかと考えています。</p> <p>特に、新市総合計画策定において、各地域の地域計画を策定することとなり、各地域協議会に策定を諮問したということもあり、合併を円滑に進んだという点で地域協議会の存在は大きいといえます。</p>	<p>合併時から当面の間は、新市建設計画の確認や合併協議にかかわる未調整事項の協議など、合併不安の払拭に関する役割を果たした。</p>	<p>地域の人の声を反映した事業を行うことができる。</p>
(2) 地域協議会の課題点等	<p>1でも示しました通り、自治連や地域振興会といった既存の組織に屋上屋を被せたという状況の地域もあり、未だその整理中の部分があります。</p> <p>また、合併を円滑に進めるという理由から導入したということが大きく、本来のあり方を十分に議論されずに設置したという経緯から、まだまだ、行政側も住民側も本来の機能、役割の認識が低いといえます。</p>	<p>条例による附属機関として設置したため、委員の選任や任期、会議の公開など運営上の制約を受ける。</p> <p>政令指定都市移行時、合併時に設置した地域協議会は基本的に存続し、新たに行政区を単位に区地域協議会を設置した結果、地域協議会と区地域協議会が二重構造となり地域自治の仕組みが分かりにくくなった。</p>	<p>地域住民への認知度の低さが課題である。(そもそも地域会議の存在を知らない住民もいる。)</p> <p>団体からの推薦や、自治区の区長に任されたからという理由で地域会議委員についており、その理由から地域会議委員としての意識が低く、出席率が低い人がいる。</p>
(3) 地域協議会の改善策	<p>その仕組み、機能、役割について、行政側が、市民ともに認識を高めていくことが最も重要と考えています。併せて、既存の団体との役割分担について理解を深めていきたいと考えています。</p> <p>また、現在無報酬となっておりますが、機能を果たしていくなかでは、報酬のあり方も検討が必要となっております。更に、充職が多い状況となっており、選任の方法についても検討が必要と考えています。</p>	<p>平成24年3月31日をもって地域協議会を廃止し、区地域協議会へ一本化することにより、地域自治の仕組みをシンプルにする。また、区役所や地域自治センター(地域自治区事務所)にコミュニティ担当職員を配置するなど、地域協議会に代わる組織の設立や運営について支援するとともに、区地域協議会の機能強化を図っていく。</p>	<p>地域会議の存在を広めるような活動が必要である。</p> <p>また地域会議委員の応募に関しても、公募の人数を増やす等の改善が考えられる。</p>
(4) 地域協議会の必要性	<p>市域が大変大きくなり、各地域の生活環境がずいぶん違う当市においては、地域の課題やニーズも多様です。周辺部においては、人口減少、高齢化、空き家、農地山林など、中心部においては、空洞化、自治会未加入といった具合です。こういった地域独自の課題や、資源を活用した特色あるまちづくりを展開するためには、ある程度地域に権限と財源を委ねていくことは意義のあることと考えています。</p>	<p>平成24年3月31日をもって廃止する。</p>	<p>地域住民の意見を行政に反映できる。また、行政と住民との共働によるまちづくりを推進できる。</p>
(5) その他	<p>平成20年度に岐阜経済大学の鈴木誠教授と合同で、地域協議会委員を対象に地域自治区に関するアンケートを実施したので添付いたします。</p>		

地域自治区制度に関する調査集計票 (No.2)

項目	出雲市 (島根県)	玉名市 (熊本県)	宮崎市 (宮崎県)
1 地域自治区の評価等			
(1) 地域自治区制度の評価できる点等	設置期間の定めもないため、地域の実情に応じて将来的にも自治区を維持していくことが可能。	合併前の区域で地域自治区を設けたことで、住民不安の払拭・安心感の確保につながっている。	地域自治区単位での課題解決のための住民自らの取り組みが推進された。 拠点施設(地域事務所等)を整備したことによって、より身近な住民サービスの提供が可能になった。
(2) 地域自治区制度の課題点等	各地域自治区に温度差があり、機能しているとは言えない地域自治区もある。	地域自治区の事務所というより総合支所として機能している。	規模の大きな地域自治区については、地域住民との距離が遠く感じられるといった声も聞かれる。 地域自治区の区割りには地域の実情に応じて、自治会の地区連合会もしくは中学校区となっている。しかし、本市では現在、新たな方針として、小学校区単位でのまちづくりを推進している。市民が混乱することがないように、市の方針を周知していかなければならない。
(3) 地域自治区制度の改善点	機能しているとは言い難い地域自治区もあることから、地域自治区について検討、見直しをする必要がある。		地域からの意見書(要望書)をもとに、市民から構成される地域自治区検討委員会で検討のうえ、地域自治区の追加(分離)を行った。 (平成21年6月1日) 旧大宮地域自治区を大宮地域自治区と東大宮地域自治区に分離。 概ね2つの中学校区ごとに公的機関や地縁団体が活動していたため、それぞれの中学校区を基本に分離することが効率的と考えられた。 (平成22年6月1日) 旧大塚台・生目台地域自治区を大塚台地域自治区と生目台地域自治区に分離。2つの団地ごとに、地縁団体が活動していることや、造成時期の違いなどから共通する地域課題が少ないことなどから、分離することが効率的と考えられた。
(4) 地域自治区の必要性	多様な住民意見やニーズを把握し施策へ反映し、地域格差の拡大を防止することにより住民不安を払拭することができるため。	地域自治区住民の意見・要望等を、地域の施策に反映させるため。	地域協議会を設置し、自ら地域の課題を解決していくような住民主体のまちづくりが今後も必要であり、一層推進していく。
(5) その他		地域コミュニティを促進させる活動に結びついていない。	特にありません。
2 地域協議会の評価等			
(1) 地域協議会の評価できる点	住民不安を払拭することができる。 地域格差の拡大を防止することができる。 多様な住民意見やニーズを把握し施策へ反映することができる。	対象分野を限定することなく、地域に関することについて住民の意見を集約した上で審議し、また要望することができる。	地域自治区単位での課題解決のための取り組みが推進された。 地域まちづくり推進委員会をはじめ、地域の各種団体間の連携が図られた。
(2) 地域協議会の課題点等	予算を持つわけではなく、課題解決に向けた審議を行っている現状では、地域協議会の活動自体が見えにくい。 地域協議会は、行政の付属機関であり、地域協議会として市に陳情・要望ができない。	役割の1つとされる協働のまちづくりの推進について今のところその機能を果たせていない。	地域協議会の認知度が低い。地域まちづくり推進委員会の取り組みとあわせて、広く市民に周知を図る必要がある。
(3) 地域協議会の改善策	地域協議会の審議能力を高めるために研修会、視察を行ってきた。 地域自治組織の活動エリアと地域自治区のエリアが重なるため、地域協議会の活動の独自性が見えにくい。既存の地域自治組織との違いの明確化が必要。	地域協議会へ出される案件が、諮問もあるが報告(それぞれ独自の審議会等にかかけられた後に報告)が多くなった感じがある。	特にありません。
(4) 地域協議会の必要性	多様な住民意見やニーズを把握し施策へ反映し、地域格差の拡大を防止することにより住民不安を払拭することができるため。	意見を求められた案件だけではなく、地域での身近な暮らしの課題等、様々なテーマについて、自主的に話し合いをすることができ、要望することが可能。	地域協議会は、地域内で活動する様々な団体から推薦を受けた委員と、公募による委員とで構成されており、地域自治区の要である。 また、地域まちづくり推進委員会が行う事業について協議し、意見を述べるなど、地域協議会と地域まちづくり推進委員会が連携し協力することによって、地域の課題解決を図るしくみが整ってきている。 今後も地域自治区制度および地域協議会は存続させていく。
(5) その他		報告される案件に対して、委員からの意見等があまり出てこない。	特にありません。

地域自治区制度見直しにともなう変化イメージ

■現在の地域自治区制度のイメージ



■地域自治区制度見直し後のイメージ

